

令和4年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年6月13日(月)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時20分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
出席推進委員	5番	加藤幸児	10番	梅林操
	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
欠席した委員	大宮	藤原恵司		
議事録署名委員	3番	木山篤志	4番	嶋川克寿
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	所有者を確知することができない農地について
報告第3号	折渡地区 埋蔵文化財発掘調査の実施について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	定刻より早いですが、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和4年度第4回日南町農業委員会の開会をします。開会にあたりまして梅林会長より挨拶をいただきます。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。今日は議会の開催中ということで防災会議室での総会となります。</p> <p>本日は新しいメンバーで実質審議となります初めての農業委員会総会となります。</p> <p>就任時に申し上げましたように農水省は次々と農地法の改正や、農業委員会法の改正を推し進めています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の一部改正がされ、令和5年4月1日より施行されることとなります。今後の農地利用の姿を示す目標地図の素案を農業者の意向を踏まえて農業委員会に作成を求めていますし、農地取得の下限面積も廃止されます。</p> <p>また、農業委員・農地利用最適化推進委員に活動記録の提出や、活動目標の設定と目標達成に向けた点検・評価を求めていますし、さらに以前より求められていた担い手への農地集積目標を80%とすることも喫緊の課題となっています。</p> <p>これから農業委員・農地最適化推進委員へ順次タブレットが支給され、農地の利用意向調査や、農地の権利関係、出し手、受け手の意向等をタブレットで把握しデータベース化し利用していく予定です。</p> <p>本日総会終了後に鳥取県農業会議 倉益事務局長による研修会を予定しています。数多くの課題点のある農業委員会ですが、皆さんと一緒に努力したいと考えます。</p> <p>以上申し上げ令和4年度 第4回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番 木山農業委員、4番 嶋川農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は合意解約の届出が1件出ております。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1319㎡、賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△の農事組合法人口口、平成27年12月11日から令和7年12月10日までの契約期間でしたが、解約後、農事組合法人口口口が耕作予定です。この後の議案3号でご協議いただくものになります。以上です。</p>
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 所有者を確知することができない農地について事務局お願いします。

	主 事	報告第2号 所有者を確知することができない農地についてです。昨年12月10日の総会において審議していただきました、△△×××番地の他合わせて4筆、登記名義人 ○○○さんの農地について6ヶ月間の告示期間が経過しました。この間所有者等から申出がなかったことから手続きを進めていきたいと思えます。資料の「所有者不明農地の利活用のための新制度（フロー図）」の農地法遊休農地の探索、公示が終了しましたので、これから農地中間管理機構に通知することになります。以上です。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございましたか。 (4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	この○○○さんの土地については親権放棄をされたと裁判所も認めたと聞いておりますが、その段階で所有権はどちらに移っているのでしょうか。農地についてはこの土地以外にもあると思えます。そのあたりの扱い、把握についてお聞きしたいです。
	高橋事務局長	所有権につきましては、現在の所有者不明農地の利活用という目的の中で6ヶ月以内に申出がない場合には国で管理するという扱いになっております。その中で都道府県知事の裁定に基づきながら農地を有効活用する制度です。具体的には中間管理機構への利用権設定の手続きとなります。農地以外の山林等につきましては、現在、宙に浮いたような状態となっております。今後の取扱いにつきましては、地域の方、町内の方等ご利用になられる方がおられた場合はその都度の手続きになります。この農地につきましては、新制度で利用権設定を進めていきたいと考えております。
	議 長	その他、ご質問、ご意見がございましたか。 (9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番 福田農業委員職務代理。
	福田職務代理	この農地は田が2筆含まれていますが、中間管理機構が管理されるということですが、そのあと、また誰か管理される予定があるのですか。
	高橋事務局長	今年まで有限会社□□□が管理されているということを確認しております。中間管理機構への利用権設定が進めば引き続き有限会社□□□で管理をしていただく予定になっております。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 折渡地区 埋蔵文化財発掘調査の実施について事務局お願いします。
	主 事	報告第3号 折渡地区 埋蔵文化財発掘調査の実施についてです。折渡地区で計画されている圃場整備事業に先立ち、予定箇所を対象に試掘調査を実施されます。すでに折渡地区の皆様には教育委員会より資料の配布が行われております。これまで転用の申請が必要でしたが、法改正により不要になりましたので報告とさせていただきます。以上です。
	議 長	報告第3号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議 長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による

		申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。</p> <p>申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地、畑 1 筆、面積 6.61 m²、所有者が△△の〇〇〇さん、非農地の理由としまして 30 年以上耕作しておらず、原野化している今後も活用の予定はないということです。中間図、字切図、現地の写真をつけております。4 月 28 日に糸田川委員に立会いしていただき現地確認をしております。以上です。</p>
	議 長	<p>地元推進委員の補足説明を求めます。</p> <p>(8 番 糸田川農業委員挙手) 8 番 糸田川農業委員。</p>
	糸田川 農業委 員	<p>先ほど事務局から説明がありましたが、改選前の 4 月 28 日ということで当時推進委員でありました自分と事務局と一緒に現地確認をしております。現地は写真の通り、数十年耕作もされておらず、多里地域で展開しております、まるっと中間管理方式の範囲でもありませんし、他の農業経営にも影響はないと考えられますので、非農地で問題ないと思います。ご審議をお願いします。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(2 番 天崎農業委員挙手) 2 番 天崎農業委員。</p>
	天崎農 業委員	<p>この土地は 6 m²くらいの面積ですが、これまでこのくらいの面積で非農地申請が出ている記憶がありませんが。</p>
	主 事	<p>今回こちらにお墓を移されたいということで相談がありました。確認したところ地目が畑でしたので、非農地の手続きをしております。</p>
	議 長	<p>その他、議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。利用集積計画総括表をつけておりますが、賃貸借権の利用権設定、3 年未満の契約が 1386 m²、3 年から 6 年未満の契約が 7565 m²、6 年から 10 年未満の契約が 33281 m²。使用貸借権の利用権設定 10 年未満の契約が 1400 m²の合計 43632 m²となります。内訳として機構を通じた新規の契約が 1 件、相対の新規の契約が 7 件、相対の再設定の契約が 1 件、合計 9 件です。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地、田が 1 筆、面積が 1386 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、その他野菜の作付、水張反当◇◇◇円、令和 4 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年 8 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他合計 12 筆、面積合計が</p>

	<p>10111 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年6月13日から令和14年3月31日までの9年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××番地の他合計9筆、面積合計が8914 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年6月13日から令和14年3月31日までの9年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が△△×××番地の他合計6筆、面積合計が4604 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年6月13日から令和14年3月31日までの9年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号5、農地の所在地が△△×××番地の他合計3筆、面積合計が1658 m²、貸付人が△△県△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年6月13日から令和14年3月31日までの9年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号6、農地の所在地が△△×××番地の他合計11筆、面積合計が7994 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇kgの物納、令和4年6月13日から令和14年3月31日までの9年9ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号7、農地の所在地が△△×××番地の他合計7筆、面積合計が6779 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の株式会社□□□、水稲作付、水張反当◇◇◇円、令和4年6月13日から令和9年3月31日までの4年9ヶ月の契約になります。△△×××番地につきましてはそばの作付で使用貸借権となります。</p> <p>申請番号8、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が1325 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の農事組合法人□□□、そばの作付、水張反当◇◇◇円、令和4年6月13日から令和7年12月10日までの3年5ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号9は相対の再設定となりますのでご覧いただけたいと思います。また、新規で受けられる方の株式会社□□□、農事組合法人□□□の農業経営状況等の資料を付けておりますので、ご覧いただけたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>議案第2号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(6番 塩見農業委員挙手) 6番 塩見農業委員。</p>
塩見農業委員	<p>何もわからないのでお聞きしますが、地目で原野が入っているのは耕作するのに必要なところということでしょうか。</p>
主 事	<p>原野につきましては、ケタ等になります。農地介在原野ということですので耕作するのに必要ということで貸し借りをされています。</p>
塩見農	<p>主なものはケタということですか。</p>

	業委員	
	議長	田についている畦畔です。
	議長	議案第2号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議長	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主事	<p>議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。下記のとおり町長より意見照会があったので意見を求めるものになります。資料剥ぐっていただきまして、鳥取県農業農村担い手育成機構への利用集積及び利用配分計画実績値集計表を付けております。今月として利用権設定が1件、面積が1386㎡、配分計画が2件、面積合計が2705㎡、配分率195.2%ということで、配分のみ変更があるため配分率が100%以上になっております。</p> <p>各筆の詳細として、整理番号1、権利の設定を受ける者が一般財団法人□□□□、設定する農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が1386㎡、権利の種類が賃借権、権利の内容が水田、令和4年8月1日から令和6年3月31日までの1年8ヶ月間、賃借料が水張反当◇◇◇円の契約になります。</p> <p>整理番号2、権利の設定を受ける者が農事組合法人□□□□、設定する農地の所在地が△△×××番地の田が1筆、面積が1319㎡、権利の種類が賃借権、権利の内容が水田、令和4年8月1日から令和7年12月10日までの3年4ヶ月間、賃借料が水張反当◇◇◇円の契約になります。先程の報告の合意解約の土地になります。以上2件、2705㎡です。</p> <p>また、資料剥ぐっていただきましてところに権利の設定を受けられる一般財団法人□□□□と農事組合法人□□□□について農業経営の状況を付けておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>説明が前後しますが、一般財団法人□□□□と〇〇〇さんの契約ですが、この農地以外にも農業研修生の実習目的で利用権設定をされており、期間、条件等も合わせてあります。以上です。</p>
	議長	<p>議案第3号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	一般財団法人□□□□が借りられるのは農業研修生の実習目的ということで借受けて、利用目的が水田になっておりますが、実際に水田として利用されるのですか。
	主事	水稲ではなく、野菜ということで聞いております。

	木山農業委員	わかりました。
	議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。 (9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番 福田農業委員職務代理。
	福田職務代理	整理番号2ですが、△△地内で、農事組合法人□□□から農事組合法人□□□へという移動ですが、地理的にわかりませんが、何か理由があつての付替えでしょうか。
	議長	(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。
	木山農業委員	私の方から説明をさせていただきます。△△×××番地以外の上下周りの農地が△△地内に入っていて、△△×××番地の農地だけを農事組合法人□□□が管理するのが難儀なということで、農事組合法人□□□で管理してほしいという相談があり、現在に至ります。
	福田職務代理	わかりました。
	議長	その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議第1号	議長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について事務局お願いします。
	主事	協議第1号 令和4年度最適化活動の目標の設定等についてです。 I 令和4年4月1日現在の農業委員会の状況です。 1 農業委員会の現在の体制について説明した。 2 農家、農地等の概要について説明した。 耕地面積として田1360ha、畑143ha、計1500haです。田と畑を合計すると違いますが、県から統計上この数字になるということで確認しております。 II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 ②目標について説明した。 ②目標ですが、令和10年度の集積率が56%。今回から国の目標に合わせた数字での目標になります。これまで実現可能な数字を積み上げてきましたが、今回から国の目標に合わせた数字で上げている状況です。かなり厳しい数字となっております。今年度の新規集積面積17ha、今年度末の集積面積は614ha、今年度の集積率は40.9%まで引き上げる目標となっております。 (2) 遊休農地の解消 ①現状及び課題 ②目標について説明した。 ②目標 解消のための工程表の策定方針として、担い手への集積や集団化された農地付近からの解消を優先するよう指導するなど、具体的な農地を選定し取り組みを進めます。再生利用が困難と見込まれる農地については、非農地化を行い守るべき農地の明確化を行います。

	<p>(3) 新規参入の促進 ①現状及び課題 ②目標について説明した。</p> <p>2 最適化活動の活動目標</p> <p>(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標の説明を行う。</p> <p>(2) 活動強化月間の設定目標について</p> <p>10月 新規参入の促進として農業研修生の新規就農に向けた助言、指導を行います。</p> <p>11月 農地の集積として移動農地銀行を開催し、利用権設定の終期をもとに地権者と担い手をつないでいきます。</p> <p>11月から12月 遊休農地の解消として所有者等を訪問し、農地の利用意向や悩み事の聴き取り、状況に合わせて座談会等開催します。</p> <p>以上、令和4年度の目標になります。</p>
議長	<p>協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>直接農業委員会と関係があるかわかりませんが、農業研修生の一般財団法人日南町産業振興センターでの研修、運営、管理をされていると思いますが、年々、研修生も減少し離脱して町外に出られる方もおられる状況ですが、現在農業研修生が土地を求めて農業をやろうという人材がどのくらいおられるのかお聞きしたいです。</p>
高橋事務局長	<p>木山農業委員の現状どのくらい希望があるかというご質問ですが、具体的な数字や状況は把握できておりません。今年、2人の研修生がおられ、聞き取りをしております。目標設定している数字に届かないというのが実態です。先ほどの説明でも高い目標設定であるということを説明させていただきました。国からの高い目標設定を行うようにということでそれに合わせざるを得ないという状況です。</p> <p>日南町の就農の状況は、一時の農業研修の募集からかなり人数も少なくなっておりますが、少なくなっている中でも積極的に志を持って入っていただいている方だと思っております。しっかり町内に根を張っていただいて日南町の農業を支えていただけるような形でやっていただきたいと思っております。産業振興センター、農林課とも連携しながら研修生の対応をしていきたいと思っております。</p>
木山農業委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>農業研修生はこれまで30名程度研修を受けておりますが、日南町に残って農業をされているのは50%くらいです。</p>
木山農業委員	<p>研修生の方向性等、夢を抱いていても実際に向かってみると農業の現状を見て挫折する、研修制度を受けるだけという方も過去にはあったようですので、農業委員会と関係ないかもしれませんが、町として研修生の募集と受け入れるときの在り方を検討していただきたい。</p>
議長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。その他、ご質問、ご意見がございますか。</p>

	(1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。
足立農業委員	目標、課題について何点か挙がっている、課題の解消はどのように行うのでしょうか。
高橋事務局長	課題につきましては、現在日本の中で問題になっております、課題の多くが中山間地域における農業の実態だと思っております。全国でもこの課題についてどのように対応していくのか、それぞれの自治体の取組がありますが、簡単には進まないと思っております。この目標数値を確認しながら少しずつ解消していく、より高めていく内容に少しずつ変えていくしかないと思っております。特に今後、遊休農地が増えてくるのではと思っております。その管理はどのようにしていくのか、農地としての扱いを議論しながら少しずつ課題の解決をしていくしかないのかなと思っております。この課題については町のホームページや一般の方にも公開をさせていただきますので、こういった状況があるということをしかり認識していただくということでご理解をいただきたいと思っております。
議長	(9番 福田農業委員職務代理挙手) 9番 福田農業委員職務代理。
福田職務代理	Ⅱ最適化活動の目標 1最適化活動の成果目標 (2)遊休農地の解消 ②目標 緑区分の解消目標面積は令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1ということになっております。計算すると3ha以上の面積になると思いますが、2haとなっておりますが、何か意図があのことでしょうか。
高橋事務局長	表の見方としますと緑区分18.2haの5分の1の面積ということになりますが、緑区分の遊休農地から利用困難な農地7.5haを引いたものに5分の1をかけると2.1haということで数字の引用をしております。
議長	その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので私からよろしいでしょうか。耕地面積の田が1360haですが、再生協議会では1050ha程度です。大差があるように感じています。県がという報告でしたが、なぜ県がそのようなことを言うのか。
主事	先月の令和3年度の活動点検評価の数字になります。数え方の違い等によって差が出ているということでご理解いただけたらと思っております。
議長	この面積が基本になって合計が1500haですけど、それによって集積率が随分変わってくると思いますので、ベースの面積をきちんとしないと、国の集積目標、担い手に80%ということをおっしゃって、来年度達成しないといけない数字ですので、このあたりの数字をきちんとしないとけないと思っております。 また、最適化活動の目標について一人当たり月7日間としてありますが、どこからの数字でしょうか。県の農業会議からは毎日活動するようということ聞いておりますが。
高橋事務局長	失礼します。初めに議長の面積についての質問ですが、先ほど事務局からも説明しましたが、田1360haとしておりますが、こちらは耕地作付面積統計に基づいて引用しております。実際、現状はこの数字よりも少ない面

		<p>積であるかもしれませんが、国としての考え方にに基づきながらこの数字を用いております。</p> <p>最適化活動の活動目標、月7日という設定でございますが、皆さんにお渡ししてある活動記録簿の冊子の中で活動の内容が農地の相談、会合の参加等いろいろな活動がございます。活動の内容によってさまざまでございますが、最適化活動の内容になるもの、ならないものがあります。そのあたりを含めながら月7日という設定をさせてもらっております。こちらにつきましては、先ほど議長からお話がありましたが、農業委員会事務局に関する交付金の条件になっており、農業委員、推進委員の皆様が活動される日数によって農業委員会事務局の事務に係る交付金にも影響してまいります。毎日ということは難しいと思っておりますが、日々の農家の方からの相談ごと、困りごと、会合等がありましたら、ご参加いただいて月7日前後の活動をしていただきたいということで日数の設定をさせていただいております。次の研修会で倉益事務局長からお話があるかと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上です。</p>
	議長	(丸山農地利用最適化推進員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。
	丸山推進委員	今の話に関連すると思っておりますが、我々の報酬が条例で決められていると思っております。その金額の根拠、考え方について、先ほどの日数等も絡めて教えていただけますか。
	高橋事務局長	<p>農業委員、推進委員の皆様の報酬につきまして、報酬単価の決定について以前の価格の差がどの程度だったか、根拠について把握できておりません。今の報酬と今回の活動日数に関してですが、今回の活動日数が変わったからと言って報酬が変わったという内容ではございません。</p> <p>実際の活動の状況を見ながら国がある一定の日数を活動していただきたいということで、この目標を設定させていただいておりますので、この日数を目標にしながら農業委員、推進委員の皆さんには活動していただきたいと思っております。</p>
	議長	<p>鳥取県農業会議での話ですが、19市町村の中で日南町の報酬単価は中の上くらいです。</p> <p>その他、協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	次回総会は、令和4年7月11日(月)午前9時から議場で開会予定です。事務局からは以上です。
	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
	木山農業委員	今後、農業委員会として土地の流動化のなかで、農地の相続をされる人がいない農地というのがかなり出てくると思っておりますが、今は法人や集落営農組織が機構を通じて受けていますが、今後、相続者がいない農地の機構を通じた貸し借りについて事前に売買ができるとするならば、土地の

		売買等の斡旋を農業委員会での指針等がありますでしょうか。
議長		<p>相続人がいない農地のことについては本日の報告第2号で説明した流れに従うことになっています。持ち手がいない農地を農業委員会が交渉するということできません。鳥取県最初の事例として日南町の有限会社□□□が耕作している農地でした。今回が日南町として2例目となります。</p> <p>今後もこの流れに沿って行くこととなります。</p> <p>(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員		<p>相続人がいないという農地の借地料については発生しないということで理解していいんですか。この度、告示されて6ヶ月経過し、今後有限会社□□□が機構を通じて耕作されるということですが、賃借料については支払わなくてもいいということでしょうか。所有者が不明ですから、支払う意味がないですね。</p>
議長		<p>今回の有限会社□□□は機構に支払います。機構は一時預かりという形でもしも相続人が出てきた場合にその方に支払うということです。</p>
嶋川農業委員		<p>報告2号の場合は土地の権利放棄をされておられ、国か町かわかりませんが、寄付ということだと思います。今回も機構を通すということになりますが、使用料は発生しないんじゃないですか。</p>
高橋事務局長		<p>失礼します。自分も未確認ではありますが、中間管理機構は、農地の貸し手と受け手の中間であります。中間管理機構を通じた農地の貸し借りについては使用料が発生しないということにはならないと思います。使用料については中間管理機構が一時預かりをしているのが実態です。必ず、所有者がいないからと言って使用料を支払わなくてよいということにはなっていないと思います。いずれにしても今回有限会社□□□は中間管理機構にそれ相当の使用料を支払われます。</p>
嶋川農業委員		わかりました。
議長		(1番 足立農業委員挙手) 1番 足立農業委員。
足立農業委員		<p>小作料のことについて伺いたいですが、大体の金額が決まっているものなんでしょうか。貸し手、受け手だけの協議でするものなのか、相場というものがあるのでしょうか。地区内でも機構を通じて支払いをされているところや、直接支払いをされているところといろいろあります。その違いについて伺いたいです。</p>
高橋事務局長		<p>使用料、小作料については基本的にはお互いの話の中で協議していただくのが基本だと思っております。何を目安にするかという基準については一般的に現在の農業情勢等を見ながら決められているという形です。</p>
議長		<p>これまで農業委員会では1年に1回実績の賃借料をまとめたものを発表しておりますので、利用していただいてもよいと思います。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第4回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲</p>

		れさまでした。
--	--	---------

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員